

国民健康保険・後期高齢者医療制度にご加入の皆さま 各証の更新をおねがいします

現在お持ちの被保険者証や限度額適用認定証などの有効期限は、令和7年7月31日(木)までです。8月1日(金)以降にご使用いただく新しい証を交付しますので、該当する内容をご確認ください。

1 国民健康保険

◆マイナ保険証を保有している方(マイナンバーカードでの保険証利用登録をしている方)

【現在お持ちの証】

- ・被保険者証(有効期限:令和7年7月31日)
- ・資格情報のお知らせ(令和6年12月2日以降に加入及び資格変更のあった方にのみ交付しています。)

【送付する証】

- ・「資格情報のお知らせ」を7月上旬に郵送します。このお知らせは、マイナンバーカードが医療機関等で読み取れなかった場合に提示するものです。
※このお知らせのみでは医療機関の受診はできません。

【限度額適用認定証又は減額認定証】

- ・マイナ保険証に連携されていますので、認定証等の送付はありません。

◆マイナ保険証を保有していない方(マイナンバーカードでの保険証利用登録をしていない方)

【現在お持ちの証】

- ・被保険者証(有効期限:令和7年7月31日)
- ・資格確認書(令和6年12月2日以降に加入及び資格変更のあった方にのみ交付しています。)

【送付する証】

- ・新しい「資格確認書」(有効期限:令和7年8月1日～令和8年7月31日)を7月上旬に簡易書留で送付します。

【限度額適用認定証又は減額認定証】

- ・70歳以上の方:前年の所得に応じて対象となる方にのみ送付します。
- ・70歳未満の方:引き続き必要な場合、窓口での申請が必要です。

2 後期高齢者医療 ※マイナ保険証の保有の有無にかかわらず共通

【現在お持ちの証】

- ・被保険者証(有効期限:令和7年7月31日)
- ・資格確認書(令和6年12月2日以降に加入及び資格変更のあった方にのみ交付しています。)

【送付する証】

- ・すべての加入者に対し、新しい「資格確認書」(有効期限:令和7年8月1日～令和8年7月31日)を7月中旬に簡易書留で送付します。

【限度額適用認定証又は減額認定証】

- ・前年の所得に応じて対象となる方には、限度額区分の記載された資格確認書を送付します。

▶問合せ

保険課国民健康保険・医療グループ ☎ 28・0917